

会議録

令和5年第2回更別村議会臨時会

第1日（令和5年5月8日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 仮議席の指定の件
- 第 2 会議録署名議員指名の件
- 第 3 選挙第 1号 議長の選挙の件
- 第 4 会期決定の件
- 第 5 選挙第 2号 副議長の選挙の件
- 第 6 議席の指定の件
- 第 7 議長の常任委員辞任の件
- 第 8 選挙第 3号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙の件
- 第 9 選挙第 4号 十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙の件
- 第10 選挙第 5号 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙の件
- 第11 議案第32号 教育長の選任につき同意を求める件
- 第12 議案第33号 監査委員の選任につき同意を求める件
- 第13 議案第34号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第35号 動産の買入の件
- 第15 議案第36号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件
- 第16 議案第37号 監査委員の選任につき同意を求める件
- 第17 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長 8番	織田 忠司	副議長 7番	高木 修一
1番	太田 綱基	2番	安村 敏博
3番	斎藤 憲	4番	斎藤 要子
5番	小谷 文子	6番	荻原 正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村 長	西山 猛	副 村 長	大野 仁
教育長職務代理者	佐藤 正範	農業委員会長	道見 克浩
代表監査委員	笠原 幸宏	総務課長	末田 晃啓
総務課参事	小寺 誠	企画政策課長	本内 秀明

企画政策課 参事	今野 雅裕	産業課長	高橋 祐二
住民生活課長 会計管理者	小野寺 達弥	建設水道課長	石川 亮
保健福祉課長	新関 保	子育て応援 課 援長	酒井 智寛
診療所事務長	岡田 昌展	教育委員会 教育次長	伊東 秀行
学校給食 センター所長	小林 浩二	農業委員会 事務局 長	川上 祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤 敬貴	書 記	村田 弘治
書 記	知本 真也	書 記	山角 竹志

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○事務局長 事務局長の佐藤です。本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

出席中、織田議員が年長者でありますので、ご紹介します。

織田議員、よろしく願いいたします。

○臨時議長 ただいま紹介されました織田でございます。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回更別村議会臨時会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長、どうぞ。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和5年第2回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、このたびの更別村議会議員選挙におきましてご当選を果たされました議員の皆様にお心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。村民の代表として選出された皆様にお心からの敬意を表するとともに、議会と行政がそれぞれの役割を果たし、文字どおり村政運営の両輪となって村民の信頼と負託に応えてまいりたいと考えております。

私も村長として3期目の重責を担わせていただくことになりました。内外の厳しい情勢、そして山積する課題の解決、さらには豊かで持続可能な村づくりに向けていささかの停滞も許されず、本当に身の引き締まる思いであります。未来への思いをつなぐ村づくりの理念の下、村民の皆様にお約束をしました公約実現のため誠心誠意取り組んでまいり所存であります。議員各位の皆様のご格別なるご指導とご鞭撻を心より切にお願い申し上げます。

本臨時会は、選挙後の初議会となるものでありまして、議会より付議された議会構成の件、私からは教育長の選任の件、監査委員の選任同意の件、条例改正1件、動産の買入れ1件、一般会計補正予算1件につきまして議会の審議をお願いするものであります。

なお、4月をもちまして荻原教育長が1年の任期を残してご勇退をされました。これまで3期8年間、私のパートナーとして、また、教育委員会が推進する村教育行政の執行の要として本当にご尽力いただいたことにつきまして、ここで改めて心より感謝とお礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

教育行政の推進に当たりましては、少しの空白も許されないことから、今臨時会に教育長人事案を提案させていただいております。

また、本日より新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類への移行となりました。引き続き感染対策に努めながら、国、道の指針に従い、医療関係者との連携を図りながら適切な対応を行ってまいり所存であります。

以上、よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

○臨時議長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○臨時議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 仮議席の指定の件

○臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎日程第2 会議録署名議員指名の件

○臨時議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、臨時議長において斎藤要子さん、小谷さんを指名いたします。

それでは、しばらく休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

○臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 選挙第1号

○臨時議長 日程第3、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長 ただいまの出席議員は8名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に斎藤憲さん、荻原さんを指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○臨時議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○臨時議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票を願います。

それでは、記載してください。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○事務局長 それでは、点呼を申し上げます。1番、太田議員、2番、安村議員、3番、斎藤憲議員、4番、高木議員、5番、斎藤要子議員、7番、小谷議員、8番、荻原議員、最後に、織田臨時議長。

(投票)

○臨時議長 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。斎藤憲さん、荻原さん、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長 選挙結果を報告いたします。

投票総数は8票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

そのうち有効投票数8票です。

有効投票のうち、織田が4票、安村さん3票、高木さん1票で、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、織田が議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長 ただいまの選挙の結果、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知を受けたものとします。

これで臨時議長の職務を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

改めまして、議長としての挨拶をさせていただきます。

私たち議員は、これから顔の見える議員として常にいろいろな機会を通じて村民の皆さんと多く接する場を設け、またそれにより村民よりのいろいろなご意見、お声をいただきまして、それを基に一般質問などを通じて村づくりに少しでも反映させていきたいと思っ

ております。

また、議会の進め方についてですけれども、よい更別村をつくる、住みやすい更別村をつくるという点では村長と同じ方向を向いていると思いますけれども、地方自治体における二元代表制ということも考慮いたしまして、そこは程よい距離感を持ちながら、そしてまた議会の使命であります議決権、そしてまた行政の進み具合をチェックするチェック機能を十分生かしながら、議員の皆さんには大いに議論をしていただき、そしてこの議会が開かれた議会、そして魅力ある議会となりますよう努めてまいりたいと思いますので、皆様ご指導、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議 長 この際、暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時33分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 会期決定の件

○議 長 日程第4、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎日程第5 選挙第2号

○議 長 日程第5、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に高木さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました高木さんを副議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました高木さんが副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された高木さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

副議長に当選されました高木さんから発言を求められておりますので、これを許します。

○副 議 長 ただいま副議長選挙におきまして議長推薦という形で副議長に指名をいただきました高木であります。前段まで議長という職をしながら努めてきましたが、これからは副議長という立場でもって議長を支えながら村づくりのために一生懸命尽力をしていきたいというふうに思っています。自分のできる限りのことをこの4年間努めていきたいというふうに思っていますので、各議員のご協力もいただきながら、皆さんの意見を聞いてしっかりと村づくりに努めていきたいというふうに思っていますので、ご支援、ご指導のほうをよろしくお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎日程第6 議席の指定の件

○議 長 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

○事務局長 それでは、議席番号と議員の氏名を申し上げます。

1番、太田議員、2番、安村議員、3番、斎藤憲議員、4番、斎藤要子議員、5番、小谷議員、6番、荻原議員、7番、高木議員、8番、織田議員。

以上でございます。

○議 長 ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

この際、午前11時半まで休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前11時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に委員会条例第7条第2項の規定により、総務厚生常任委員会委員に小谷さん、荻原さん、太田さん、高木さん、私織田を、産業文教常任委員会委員に斎藤要子さん、斎藤憲さん、安村さん、高木さん、小谷さん、議会運営委員会委員に太田さん、安村さん、斎藤憲さん、高木さん、斎藤要子さん、小谷さん、荻原さんをそれぞれ選任いたしました

ので、報告いたします。

この際、副議長と交代のため暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時32分 再開

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○副議長 ただいま総務厚生常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したいとの申出がありました。議長は、その職責上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など議長固有の権限を考慮するとき、1つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、総務厚生常任委員を辞任したいとするものであります。

お諮りいたします。この際、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第7 議長の常任委員辞任の件

○副議長 日程第7、議長の常任委員辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、織田議長の退場を求めます。

(織田議長退場)

○副議長 お諮りいたします。

本件は、申出のとおり議長の常任委員辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員辞任については許可することに決定しました。

(織田議長入場)

○副議長 この際、議長と交代のため暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時35分 再開

○議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長、副委員長を互選するため、委員会を開催願います。

この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に委員会条例第7条第2項の規定により、総務厚生常任委員会委員に安村さんを選任しましたので、報告いたします。

次に、各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。総務厚生常任委員会は、委員長に小谷委員、副委員長に荻原委員、産業文教常任委員会は、委員長に斎藤要子委員、副委員長に安村委員、議会運営委員会は、委員長に太田委員、副委員長に安村委員、以上のとおり互選された旨、報告がありました。

◎日程第8 選挙第3号

○議 長 日程第8、選挙第3号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名推選の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 十勝圏複合事務組合議会議員に織田議員を指名します。

○議 長 お諮りします。

ただいま太田さんが指名しました私、織田を、十勝圏複合事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、私、織田が、十勝圏複合事務組合議会議員に当選しました。

ただいまの選挙の結果、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知を受けたものとします。

◎日程第9 選挙第4号

○議 長 日程第9、選挙第4号 十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙を行います。
お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選に
したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名推選の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 十勝中部広域水道企業団議会議員に織田議員を指名します。

○議 長 お諮りいたします。

ただいま太田さんが指名しました、私織田を、十勝中部広域水道企業団議会議員の当選
人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、私織田が、十勝中部広域水道企業団議会議員に当選しました。

ただいまの選挙の結果、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知を受けたものと
します。

◎日程第10 選挙第5号

○議 長 日程第10、選挙第5号 とちか広域消防事務組合議会議員の選挙を行います。
お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選に
したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名推選の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 とちか広域消防事務組合議会議員に織田議員を指名します。

○議 長 お諮りいたします。

ただいま太田さんが指名しました、私織田を、とちか広域消防事務組合議会議員の当選
人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、私織田が、とちか広域消防事務組合議会議員に当選しました。

ただいまの選挙の結果、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知を受けたものと

いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午後 1時36分 休憩

午後 2時20分 再開

○議 長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第32号

○議 長 日程第11、議案第32号 教育長の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村 長 議案第32号 教育長の選任につき同意を求める件であります。

村教育長に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字更別南1線102番地3にお住まいの細川徹氏であります。昭和35年1月30日生まれ、63歳であります。

細川氏におかれましては、昭和58年に帯広畜産大学家畜生産科学科を卒業、昭和60年4月より檜山北高校に赴任、平成元年に更別農業高校に転勤、平成8年、社会人卒で帯広畜産大学大学院を卒業、その後道内の農業高校を歴任し、平成26年から2年間、更別農業高校の教頭として勤務をされました。平成28年4月より遠別農業高校校長を経て、再び平成30年より更別農業高校の校長として勤務、退職後は平成元年より更別村教育委員会の社会教育指導員として今日まで勤務をされてきております。この間一貫して地域と共に地域と歩む教育活動を重んじ、一般教員、教頭、校長時代での更別農業高校での勤務は、担任や舎館長、農業クラブを担当し、その熱烈な指導の下、全道、全国の数々の協議会や意見発表大会で生徒たちを優秀な成績に導きました。また、教え子たちが本村農業の立派な担い手になっていることを誰よりも喜び、平成30年からは更別農業高校の校長としてこれまでに以上に地域と連携を重視した学校経営に努め、担ぎ手不足に悩んでおりましたみこし担ぎで部活の生徒が協力するなど、学校を挙げて地域の祭りや様々なイベント、独自の清掃活動を展開するなど、村に積極的に孝行する更別農業高校の礎を長年にわたってつくり上げてきていただいております。

今回更別村をこよなく愛してやまない熱心な教育実践者として長年本村に関わっていただいた細川徹氏を更別村教育委員会教育長として推挙いたしたく、心よりお願い申し上げます。なお、任期は荻原教育長の残任期間の1年間であります。

以上、ご提案申し上げ、議員各位の皆様のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 これまでも本村の教育長につきましては行政出身の方が多かったというふうには思っております。また、管内を見ても行政出身の方が、あるいは義務教育の学校を出身という方が非常に占めております。今回の同意を求めている方につきましては、道立学校出身の方ということになりますけれども、本村の学校教育、そして社会教育に対してどのようなかじ取りを期待されているのか村長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今、荻原議員さんのご質問にありましたように、私も三十数年前京都のほうからこちらに来たときに一般教員として、そのときも細川先生も一般教員としておられました。地域の活動とかイベントに積極的に参画をしながら、特に社会教育全般についていろいろな形でお互いに関わってきました。また、役場の様々な取組に対しても学校を挙げて協力をさせていただくということできました。ということで、道立学校、義務教育の違い、それと一般役場職員との隔たりはありますけれども、私はやっぱり人物だというふうには思っていますので、その辺でいろんな形でこれまでも、前回の教育長同意のときもお話をしましたけれども、村にはほかにもたくさんの方々のそういう方々もおられますし、いろんな形でお話もさせてもいただいているところでもあります。私は、道立学校は義務教育とは違うということではなくて、同じ教育目標というか、特に村に関わっての教育活動にかなり尽力していただけたということと、社会教育で、今、末広学級とか担っておりますけれども、その部分を糧にして、今後、社会教育、地域と共に歩む、そういうような教育委員会等に力を尽くしていただければということで考えております。

以上であります。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 今回同意を求められている方につきましては、義務教育、そして、社会教育全般について村の教育行政のトップとなって、村民の皆さんの注目も非常に高いのかなと思っております。その注目が当然高い評価につながるように全力で業務に当たっていただきたいと思っておりますけれども、改めてその辺の村長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今、荻原議員さんのおっしゃるとおり、全力を挙げてそういう形で、高い評価といたしますか、本当に親身になって、今、教育委員会もいろんな課題を抱えております。それは前任の教育長さんだったので、よく御存じだと思いますけれども、残任期間1年ということで、その中で当面やっていただくということなのですからけれども、その部分でたと

え残任期間であってもしっかりやっていただくということで、村民の方々に寄り添いながら、社会教育あるいは教育行政に携わっていただけるよう私としても一緒になって頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 今、村長からいろいろ説明がありまして、任期のお話を今されたのですが、もちろん今回の提案は残任期間の1年間ということではあります、そこにこだわる必要はなく、次任期を迎えた後にはやっぱり継続してやってもらうという、そういう強い意思を示していただかないと、残任期間の1年間だけ任命してくださいというような言い方をされても、そこはなかなか納得はできないところがありますので、ここは次の指名につきましては、その時期にならないとできないのはもちろんですが、その辺も踏まえた村長の展望というか、思いというか、その部分も聞かせていただけるとありがたいと思っています。

○議 長 村長。

○村 長 今、高木議員さんお話ありましたとおり、在任期間1年間ですから、そこはしっかり頑張ってもらおうということでもあります。ただ、来年5月にまた任期が来ますので、その時点で今荻原議員さんがおっしゃったように村民の方の評価とかいろんな部分があると思います。だから、そこはしっかりと見極めて、次の5月のときにまた提案をさせていただくということで、今は1年間だけ替わってやってもらうという意味ではありませんけれども、そういう形で今のところは考えております。

以上であります。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 先ほどの荻原議員も申し上げていたと思うのですがけれども、私、心配しているというか、本当に村の教育をどうしていくかという非常に重要な課題を含めた今後の運営になると思うのですがけれども、今、村長からご説明いただきましたように、選任を求める者の更別農業高等学校での勤務だとかというのを種々説明いただきましたけれども、私心配しているのは地元の子どもたちが残念ながら多くそちらのほうに向いていないという、教え子が多いと言っていますけれども、そういう部分での評価が少し不安であるということと、義務教育関係の仕事についてというのはどうなのかなというちょっと不安もはっきり言ってあります。今現在、社会教育という形の中で全般を見てという形ですがけれども、児童との関わりも含めてという部分見れば今後ちょっと心配があるのかなというふうに思っています。残任期間1年間というお話でしたけれども、ここはやっぱり村に定住してという条件がなければ、これは決して私どもとしては、1年間というプラスアルファで今説明もいただきましたけれども、定住も含めてという条件が整って、村民と一体になってやるという諸条件が整わなければ、私としては心配事が多いような気がしていますので、その点のご説明いただければありがたいなと思います。

○議 長 村長。

○村 長 今、安村議員さんのご懸念といいますか、今までもずっと定住をされてきて、帯広に自宅はあるというふうに聞いておりますけれども、教員住宅に住まわれて社会教育にずっと携わっていただけたと。私の記憶であれば、ここでお子様を教育というのですか、学校を卒業というか、学校にも通わせておられましたし、いろんな形でPTAとか義務教育の関係も含めて一緒にやっていただいたということがあります。私としては、その辺では本当に高等学校、あるいは義務教育学校との区別というのは特になんかということでありまして、そこに一貫して関わってきたということで、子どもたちもそういうような対応をしていただけたというふうに確信をしておりますので、その辺は今後期待していきたいなというふうに思っています。ただ、任期の面では本当に申し訳ないのですが、1年間の任期ということもありますし、今、ここで、私が次継続ということを発表するという事は、これは村民の方に対しても責任を持たない発言になりますので、それはやっぱり来年の5月にしっかり人事の案件を提案するということが筋であるというふうに考えておりますので、そういう形でしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 説明ありがとうございます。

私の解釈が少し間違っているのかもしれませんが、先ほどの荻原議員の発言にもありましたけれども、義務教育関係の仕事をこれからしていくという形でもありますけれども、まとめて言ってしまいましたけれども、課題が山積しているという部分もあります。中学校の老朽化、給食センターの建て替え云々くんぬんも含めて、私も今回の立候補に当たった課題にしているのですけれども、小中学校のこれからの教育の在り方も含めてという部分、非常に課題は重要だというふうに認識しているのです。その点、今の1年間の残任期間は別としても、義務教育関係に携わっているという部分すごく重く受け止めているわけですし、そういう適任者というのが本来からいけば僕は望むべきだし、行政の中心者も含めてという幅広い意味での人材も検討いただきたかったなという思いは強いですが、正直言います。ただ、そこは道立の高校の教育と義務教育とはまた違うという部分ありますので、その点もう少し詳細というか、村長の思いも含めてこうだというものをもう少し補足説明いただければありがたいと思います。

○議 長 村長。

○村 長 今のお話ですけれども、本当に私としては、自分も一応教育に携わっていたものとしては、教育に関しては義務教育、高等教育というのは同じ進み方で進んでくるということで、ただ制度上とか法律とかいろんな中身については、これについては若干の違いはありますけれども、基本的には教育に携わるものとしては、同じ原理、原則でいかなければいけないというふうに思っています。今、懸案事項であります給食センターの建て替えとか学校のことを含めまして、これは教育委員会、前教育長も本当に全力を挙げてや

ってきていますから、それはその路線上と言ったらあれですけども、第6期総のしっかりした今年の計画もありますし、予算も通していただきました。その部分はきちんとやり遂げていくということで、村の教育執行方針、あるいは第6期総合計画の計画どおりに進めていくということで進めていきたいというふうに考えております。基本的には、本当に自分としては、個人的には三十数年来の付き合いもありますし、いろんな形で事あるごとにいろんな活動をしてきましたし、それは高等教育、義務教育にかかわらず、特に地域で子どもを育てるという観点で我々は行動してきました。そういう経過もありますので、今、ご懸念の部分はしっかりと私のほうからも話をしながら、村民のためになるような教育行政をしっかりと推し進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 1番、太田議員。

○1番太田議員 まず、社会教育と学校教育ということで、村長は新しく選任したい教育長に何を一番に特化して求めて、教育長候補はさらに何をしたいということが具体的にやるのであれば教えていただきたいのですが、その辺の補足説明をお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 やっぱり社会教育というのは、私もこの村の一番のすばらしいところは社会教育というのですか、地域こぞって、地域丸ごと子どもを育てるという風潮でずっとこの村では育ててきました。誰の子どもであっても、道端で何か危険なことがあったりしたらそれは叱りますし、そしていろんな形で声かけをするという形で、本当にいろんな形でつながりを持ちながら教育がされているというふうに感じてきました。一度細川校長から、校長時代も含めましてそうですけれども、いろんな農業高校生の村の関わり方、あるいは地域でどのように高校生が貢献する、その当時から親孝行ではなくて村に貢献する更別農業高校というスローガンが出てきたわけですけども、そういうような形での思い、あるいはお話を聞きますと、そういうような形で何点かいろいろ子どもの教育に関わる部分でしっかり地域に根差して、地域と共に小中高一貫してそういうような形で教育を進めたいということも聞いております。具体的には細かい点もありますけれども、それはまた教育執行方針の中で出てくるのではないかというふうに思いますけれども、自分としては社会教育、あるいは高等教育、教育を含めまして地域に根差した、地域と共に歩む教育長、そういう形で尽力をしていただきたいというふうに切に願っております。

以上であります。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時39分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第32号 教育長の選任につき同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。議案第32号 教育長の選任につき同意を求める件は、これに同意をすることに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立少数です。

したがって、議案第32号 教育長の選任につき同意を求める件は、これに同意しないことに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時41分 休憩

午後 2時41分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 議案第33号

○議 長 日程第12、議案第33号 監査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第33号 監査委員の選任につき同意を求める件であります。

村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字更別南1線99番地59にお住まいの笠原幸宏氏であります。昭和30年1月20日生まれ、68歳であります。

笠原氏におかれましては、平成27年5月より2期8年にわたりまして、代表監査委員として監査事務はもとより村の健全財政の維持継続、当時懸案でありました行政事務処理、各課の業務や手続の適正化、また厳格な実施に多大な尽力、指導をいただきました。また、例月出納検査や年度ごとの会計審査など、この間多岐にわたり適正な会計業務や財政運営にご理解とご協力をいただき、代表監査委員としての功績は大きなものがあります。引き続き監査委員としてお力添えをお願いいたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

よろしく願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 監査委員は、人格が高潔で、そして財務管理、行政運営に優れた見識を有する者というふうにされております。今回の同意を求められている方につきましては、2期8年の長きにわたって監査委員を務められております。この間の村長の評価について改めてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今回引き続きということで笠原監査委員さんをお願いしているところは、村長になってから間もなく事務処理の金銭面での不適切な処理がありまして、その部分でしっかり対応していただくということで、その中での金銭管理、財務管理、あるいは例月出納等に書類の整備とかいうことで改革をお願いいたしました。その中でいろんな形で適正な形で運営、執行ができるようになってきたということがありますし、その辺で笠原さん、もう一人議員さんからの監査委員さんもおられましたけれども、適正にさせていただいたというふうに思います。これから、今年もそうですけれども、村の財政規模とか、あるいはいろんな部分で大きくなってきたり、あるいは健全財政に努めるということの点についてはその辺をしっかりと執行していかなければならないということでありまして、その辺について役場職員OBとしても力を発揮してきたという実績もありましたので、そういう形で今後ともしていただければといった点で私は評価をしております。

以上であります。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 役場職員の方は、非常に限られた人数の中で村民の方々のために必死に業務に当たられております。仮に失敗があったとしても、それが前向きな取組の失敗であれば、それは前向きな評価をしていただきたいなというふうに思っております。そのような監査委員であっていただきたいと思っておりますけれども、村長はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 荻原議員さんおっしゃるとおり、日々大変な業務に追われているわけですが、その中での努力をやっぱりしっかり監査委員の方にも認めてもらうということと、特に財務管理とか金銭に関わる手続とか、その辺については適正にやっていただくということで、職員の頑張りも評価していただきつつ、そういうところはしっかり応援していただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

午後 2時47分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第33号 監査委員の選任につき同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。議案第33号 監査委員の選任につき同意を求める件は、これに同意をすることに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議 長 起立多数です。

したがって、議案第33号 監査委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時48分 休憩

午後 2時49分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 議案第34号

○議 長 日程第13、議案第34号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第34号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村税条例（昭和50年更別村条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、所得割の額から控除し切れなかった控除額の納付、納

入につきまして、村、道民税に加え森林環境税の納付、納入を可能とするものであります。

(2)、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化するものであります。(3)、森林環境税は、個人の村民税の均等割を賦課、徴収する場合に併せて賦課徴収するものであります。(4)、個人の村民税の納税通知書に記載すべき税額は、森林環境税を含んだ税額とするものであります。(5)、特別徴収により徴収する給与所得に係る特別徴収税額は、所得割額及び均等割額に森林環境税額を含むものとするものであります。(6)、給与所得に係る特別徴収税額が徴収されなくなった場合は、普通徴収により徴収することとし、過誤納金を未納の徴収金に充当する場合、森林環境税へも充当できるものとするものであります。(7)、公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額は、所得割額及び均等、次のページにまいります。均等割額に森林環境税額を含むものとするものであります。(8)、公的年金等に係る特別徴収税額が徴収されなくなった場合は普通徴収により徴収することとし、過誤納金を未納の徴収金に充当する場合、森林環境税へも充当できるものとするものであります。(9)、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例についての適用期限を3年延長し令和9年度までとするものであります。(10)、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例についての適用期限を3年延長し令和8年度までとするものであります。(11)、軽自動車税の種別割の税率につきまして、ミニカー区分から3輪の特定小型原付を除外するものであります。(12)、環境性能割の非課税期間を終了するものであります。(13)、軽自動車税の環境性能割を非課税とする臨時的軽減措置につきまして、不足額に乗じる加算割合を100分の10から100分の35に変更するものであります。(14)、軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)につきまして、特例の期限を3年間(25%軽減の対象については2年間)延長するものであります。(15)、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきまして、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際の加算割合を100分の10から100分の35に変更するものであります。(16)、たばこ税に係る申告書及び納付書の様式を追加するものであります。(17)、その他関連条文等の改正並びに法令等の整合を図るため、字句を改めるものであります。

なお、小野寺住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今回の一部改正につきましては、国の税制大綱に基づくものになっておりますが、その改正概要は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を目的として森林整備等に必要な地方財政を確保するために、森林環境税、及び、森林環境譲与税に関する法律が施行されましたが、その森林環境税が令和6年から課税開始となりますので、その関連する規定について改正を行うものになってございます。また、自動車重量税のエコカー減税や自動

車税の環境性能割を見直し、さらに租税特別措置についてはそれぞれの性質等に応じて適切な適用期限を設定するものでございます。

それでは、改正箇所につきまして説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。なお、説明につきましては法律改正に伴う条や項のずれ、文言整理などの説明は省略とし、改正後の要点のみを説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第34条の9第2項ですが、所得割の額から控除することができなかった金額について、村、道民税に加えて森林環境税の納付を可能とさせるため、その規定を改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

第36条の3の2第2項ですが、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、前年に提出した申告書に異動がない場合に異動がない旨を記載し、簡素化した申告書が提出できるように、その規定を改正後の下線部のとおり第2項を加えるものでございます。

次のページをお開きください。第2項を加えましたので、第3項から第6項までは項番号のずれ及び文言整理のため改正後の下線部に改めるものでございます。

第38条第1項ですが、森林環境税の賦課徴収の方法について規定をするため、文言を整理しまして、次のページをお開きください。一番上になりますけれども、改正後は下線部のとおり第3項を加えるものでございます。

第41条ですが、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加するため改正後の下線部に改めるものでございます。

第44条第1項から第3項、次のページをお開きください。及び第5項から第6項までですが、特別徴収により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税の額を含めるため、改正後の下線部に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第46条ですが、特別徴収税額の納入書様式の新設及び文言整理のため改正後の下線部に改めるものでございます。

第47条第1項及び第2項ですが、給与所得に係る特別徴収税額が徴収されなくなった場合は普通徴収にて徴収することとし、また過誤納金を未納の徴収金に充当する場合は森林環境税へも充当できるように、改正後の下線部に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第47条の2第1項及び第2項ですが、特別徴収により徴収する公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税の額を含めるため改正後の下線部に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第47条の6第1項及び第2項ですが、年金所得に係る特別徴収税額が徴収されなくなった場合は普通徴収にて徴収することとしまして、また過誤納金を未納の徴収金に充当する場合は森林環境税へも充当できるように、改正後の下線部に改めるものでございます。

第48条第1項及び、次のページをお開きください。第5項と、さらに第50条第1項及び第2項ですが、納付書の様式が新設されましたので、改正後の下線部を加えるものでござ

います。

次のページをお開きください。第82条ですが、ミニカー区分から3輪以上の特定小型原付を除外するために、改正後の下線部を加えるものでございます。

第98条第1項及び、次のページをお開きください。第5項、さらに第101条第1項ですが、納付書の様式が新設されましたので、改正後の下線部を加えるものでございます。

次に、附則第8条第1項になります。免除規定の適用期限が延長されましたので、改正後の下線部を令和9年度に改めるものでございます。

次のページをお開きください。附則第10条第1項ですが、改正前の第64条を削るため、改正後の下線部のとおり改めるものでございます。

附則第10条の2ですが、法律改正に伴い項番号のずれが生じたため、第3項から、次のページをお開きください。第13項まで改正後の下線部に改めるものでございます。

附則第10条の3第11項ですが、大規模な修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受ける申告について規定をするため、改正後の下線部に改めるものでございます。

次のページをお開きください。附則第15条の2ですが、環境性能割の非課税期間が終了しましたので、現行の附則第15条の2を削りまして、この条のずれを改めるため、現行の第15条の2の2を、改正後は第15条の2に改めるものでございます。

また、附則第15条の2第4項ですが、不正を行った自動車メーカーの納税不足額を徴収する加算割合が変更となりましたので、改正後の下線部を100分の35に改めるものでございます。

附則第15条の6ですが、環境性能割の臨時的軽減措置の期間が終了しましたので、第3項を削るものでございます。

附則第16条ですが、軽自動車税のグリーン化特例につきまして特例措置の期間を3年間延長とするため、第1項及び第2項を改正後の下線部のとおり改めまして、次のページをお開きください。改正前の第3項から、また次のページをお開きください。3項から第6項までを削りまして、項のずれにより番号を繰り上げ、第3項及び第4項に、またさらに次のページをお開きください。延長された適用期限及び種別割の課税額を規定するため改正後の下線部に改めるものでございます。

附則第16条の2第1項ですが、前条の改正に伴いまして改正後の下線部に改めるものでございます。

また、同条の第3項ですが、附則第15条の2第4項の改正と同様になりますけれども、次のページをお開きください。不正を行った自動車メーカーに対して徴収する加算割合につきまして、改正後の下線部を100分の35に改めるものでございます。

附則第17条の2第1項及び第2項ですが、宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の村民税の課税の特例措置、この期間を3年間延長とするため、改正後の下線部を令和8年度に改めるものでございます。

次のページをお開きください。附則となります。第1条ですが、この条例は、公布の日

から施行し、令和5年4月1日から適用するものであります。ただし、次の各号に掲げる規定は、各号に定める日から施行ということになっておりまして、第1号の規定は令和5年7月の1日から、第2号の規定は令和6年1月の1日から、第3号の規定は令和7年1月1日からの施行になってございます。

第2条第1項ですが、前条第2号に掲げる規定の個人の村民税に係る部分につきましては令和6年度以降の村民税に適用とし、令和5年度までの村民税につきましては従前の例とするものでございます。

同条第2項ですが、新条例第36条の3の2第2項は、村民税に係る扶養親族等申告書について規定をされておりますけれども、令和7年1月1日以降に支払いを受けるべき給与の申告書を適用とするものでありまして、同日前に支払いを受ける給与の申告書については従前の例とするものでございます。

第3条第1項ですが、新条例の固定資産税に関するものは令和5年度以降の年度分について適用とし、令和4年度分までにつきましては従前の例とするものでございます。

同条第2項ですが、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得した特例対象資産、これは地方税法附則第64条では認定された先端設備とされておりますけれども、その特例対象資産に関する固定資産につきましては従前の例とするものでございます。

第4条第1項ですが、新条例第82条第1号エは軽自動車税3輪以上の税率、また附則第16条の2第3項は軽自動車税の徴収の特例を規定しておりますが、令和6年度以降の年度分に適用するものとしまして、令和5年度分までにつきましては従前の例とするものでございます。

次のページをお開きください。同条第2項ですが、令和元年10月1日から令和3年12月31日までに取得された3輪以上の軽自動車税の環境性能割につきましては、従前の例とするものでございます。

同条第3項ですが、新条例附則第15条の2第4項は軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について規定をしておりますけれども、附則第1条第2号に掲げる規定の日以降に取得されました3輪以上の軽自動車税を適用とするものとし、同日前に取得されたものにつきましては従前の例とするものでございます。

同条第4項ですが、新条例附則第16条は軽自動車税の種別割の税率の特例について規定をしておりますけれども、令和5年度以降の年度分について適用としまして、令和4年度分までにつきましては従前の例とするものでございます。

最後になりますが、説明資料としまして更別村税条例の一部を改正する条例の改正概要、これを添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第34号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第35号

○議 長 日程第14、議案第35号 動産の買入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第35号 動産の買入の件であります。

次のとおり動産を買入れしようとするものであります。

1、買入れの目的、とちほろ消防局更別消防署における小型動力ポンプ付積載車の購入のためであります。

2、動産の品名ですけれども、小型動力ポンプ付積載車（令和5年度新規登録車、電動リフター付）、車両、車内艀装、電装関係、無線、車両附属品、装備品、消火用資機材であります。

3、動産の数量は1台。

4、契約金額は、金1,309万円であります。

5、買入れの方法及び時期につきましては、指名競争入札による落札、令和6年2月29日までに取得するものであります。

6、契約の相手方、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ代表取締役、岩村純一氏であります。

理由といたしまして、財産の取得につきましては、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、添付の資料を御覧いただきたいというふうに思います。資料（議案第35号）であります。1、入札日時は令和5年4月25日午前10時、2、指名業者は株式会社北海道モリタ、北海道ドライケミカル株式会社、3、仕様内容、小型動力ポンプ付積載車1台、4、納入期限、契約締結の日から令和6年2月29日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第35号 動産の買入の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第36号

○議 長 日程第15、議案第36号 令和5年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第36号 令和5年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,822万円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、私のほうから、令和5年度更別村一般会計補正予算(第2号)につきまして、補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,822万円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。

初めに、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書よりご説明いたします。まずは、歳出からご説明いたします。6ページをお開き願います。款3民生費、項1社会福祉費、目2福祉の里総合センター費は、110万円を追加し、補正後の額を6,642万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、給食業務経費は、福祉の里総合センターで使用しております食器乾燥機が故障したため、新たに購入するための費用でございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、136万4,000円を追加し、補正後の額を1億7,641万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給するために、必要な事務経費及び扶助費を追加するものでございます。令和4年度に実施いたしました低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分を受給しました世帯等に対しましてプッシュ型で給付するもので、児童1人当たり一律5万円、25名分を予算措置するものでございます。なお、費用につきましては全額国庫負担でございます。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。5ページをお開き願います。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、136万4,000円を追加し、補正後の額を7,393万2,000円とするものでございます。歳出でご説明いたしました低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付事業に関する国庫補助金でございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、110万円を追加し、補正後の額を1億3,014万6,000円とするものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

令和5年度更別村一般会計補正予算(第2号)の補足説明は以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番、高木さん。

○7番高木議員 この補正のところで質問する内容になるか分からないのですが、児童福祉費の子育て支援の関係なのですが、国のほうの方針としてこういう国の予算を使ってやってほしいという形で来ていて、その部分を使うということで、これは十分理解はできるのですが、低所得、物価高騰に関する支援の欲しい人は子育て以外にもたくさんいるわけで、国が方針を出さなければ村としてはやらないのか、今後6月の定例会で執行方針等の中で組み込まれてくるのか、その辺は分からないのですが、この事業の組み方というのか、国がやりなさいと言うからやるのか、それに併せて、ほかの人たちもいるわけですから、それは村単独でもやっていくのか、後々国がその辺の支援をしてくれるだろうという予想で待つのか、いろんな予算の組み方というのは多分あると思うのですが、その辺の事業の組み方という部分で説明をいただければありがたいなというふうに思います。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

今回の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、国の補助金を使ってということで、国からの補助金が来たということでのまず事業ということになっております。村独自のものということになりますと、今回、骨格予算を組まさせていただきますましたので、事業者または低所得世帯、子育て支援、そういったところにつき

ましては6月に提出させていただきます政策予算を含めたもので改めて、今、検討している最中でございますので、そのときまた改めてご説明させていただきたいと考えております。

なお、今年度につきましてもコロナの給付金を国からのほうで支給受けておりますので、その中でできることにつきましてはやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 これ今回の国のほうの予算ということで、この時期と一緒に先にやらないとならないのか、今すぐこれを執行しないとならないのか、それともほかの関連する住民の事業と併せて、その時期と一緒に併せてやるのか、この時期に補正として上げてきた理由として、どうしてもこの時期にやらないとならないのか、その辺の説明をもらえるとありがたいのですが。

○議長 長 大野副村長。

○副村長 この時期になぜやるのかというのは、まず直近で収入が減収している世帯等については可及的速やかに支給するよにということで、国からの指示というのも踏まえたものであります。今回につきましては、令和4年度に実施しております世帯に対しまして、そこはもう把握しておりますので、そこに対しましては先ほどの補足の説明の中で申しましたとおり、プッシュ型で給付をしていきたいというふうに考えております。4年度に支給した世帯につきましては19世帯ございました。そのほかに予備としまして6世帯分、25名分につきましては予算措置をさせていただいて、可及的速やかに対応するため今回補正予算として提出させていただいたものでございます。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 それでは、支出の部の6ページの給食業務経費の関係について説明を求めたいと思います。

まず、食器乾燥機の関係の故障ということで、これは私も自知しているのですが、更新するというところでございますけれども、多分消毒も含めてという重大な役割を果たしている部分がありますので、まずいつ故障して、いつ更新されるのか、その更新期のはざまの中の対応はどうなるのかという点の説明を願いたいと。お願いします。

○議長 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の補正なのでございますけれども、食器の乾燥機ということですが、名称としては食器消毒保管庫というのが名称になっていまして、食品衛生上、食器については消毒を必要となっておりますので、乾燥機で高熱で消毒して保管するというようなものになります。物自体は、この施設ができました平成14年から使っているものでして、現在21年目ほどにかかっているようなものになります。物自体は4月の末、連休入る前ですので、28でしたか、金曜日の頃に故障が発覚したということで、要はモーターとかの音が異

音というか、音がひどくなってきて機能が果たされなくなったということで、急遽、今回補正をお願いしております。先ほど言ったように消毒の必要がありますので、現在は施設当初から消毒乾燥機が2台あるものですから、残りの1台で、通常よりは手間はかかってしまうのですけれども、何時間もかかるわけではないので、やりくりしながらになりますけれども、そちらを利用して、今、何とか消毒をしながらというふうになります。

物自体はこれから発注にはなるのですけれども、在庫があるかどうかということもあるので、何とも今の時点でいつ入るかとはなかなかお答えはしづらいのですけれども、数か月もかかるようなことはないかなというふうには聞いておりますので、今回補正取りましたら速やかに発注して業務に支障のないようにというふうを考えております。通常こちら電気を使うものですので、例えば停電だとか起きた場合もこういうようなことが今後もあり得るのですけれども、そういう場合は温度、熱湯で消毒してだとかというようにこのやりくりが出てくるので、今後もしそういう故障があればそういうようなことにはなってしまうのですけれども、取りあえず今回は今後も使う必要なものになってきますので、急遽、今回臨時議会もありましたので、補正をお願いしたいなということで考えております。何とか業務には支障のないように速やかに購入したいと思っております。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 説明ありがとうございました。

質問の内容としては、平成14年から使っているということは、どちらかという償却資産ですので、耐用年数があるということを十分熟知した中でまず捉えて計画を立てていただきたいという要望です。

それと、決して大人数でこの給食業務を行っているわけではない、最低限度の部分で実施しているという部分から見れば、多少の手間暇はかかるという説明を受けましたけれども、それだけでは済まないという部分はありますので、速やかに導入されるような形をまず取るべきだというふうに私は指摘をしたいと思います。更新時期というのは、在庫も含めてという話もしていますが、がゆえに慎重にきちっと事業計画の中である程度の耐用年数来たものについては更新していくという形にしていかなければ、いざというときに数か月、大した時間でないといいながらも、その分の時間ロスが出るわけですから、その点十分配慮した対策を求めたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご指摘のとおり施設が稼働してからかなり年数たっておりますので、使えるうちは使つてということもあるのですが、実際は急に壊れては困るので、今、担当のほうには話しして計画的に、物品の更新計画というか、更新のものを考えていきたいなというふうには考えておりますので、今後も恐らく想定されるものが津々浦々いろいろありますので、今後はまた計画的に予算計上させていただいて更新をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第36号 令和5年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3時26分 休憩

午後 3時35分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○議 長 先ほど議案第34号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件と申しておりましたが、正しくは更別村税条例の一部を改正する条例制定の件となりますので、ここで訂正させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

◎日程の追加

○議 長 お諮りいたします。

ただいま休憩中に村長から議案第37号 監査委員の選任につき同意を求める件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、この際、議案第37号 監査委員の選任につき同意を求める件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第16 議案第37号

○議長 日程第16、議案第37号 監査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、安村さんの退場を求めます。

(安村議員退場)

○議長 長 提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第37号 監査委員の選任につき同意を求める件であります。

村監査委員に次の方を選任いたしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字更別633番地20にお住まいの安村敏博氏であります。昭和29年2月8日生まれ、69歳であります。

議会の選出監査委員として推挙されております。常に議員時代、あるいはこれまでの様々な経験から人格、人物ともに優れ、非常に厳格、様々な議会運営に対して的確なご指摘をいただいております。まさに監査委員にふさわしい見識のあるお方であるというふうに考えております。

以上、ご提案申し上げまして、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号 監査委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 監査委員の選任につき同意を求める件は、これを同意することに決定しました。

(安村議員入場)

○議長 長 安村さんにお知らせいたします。

地方自治法第196条第1項の規定による議員選出の監査委員にあなたが選任されました。今後とも監査委員としてご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第17 閉会中の所管事務調査の件

○議長 長 日程第17、閉会中の所管事務調査について、議会運営委員会は議会運営につ

いて、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長 長 以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて令和5年第2回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(午後 3時42分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5年 5月 8日

更別村議会臨時議長

同 議長

同 議員

同 議員